

助成金の活用について



92

売上1000万円を上げるための自社の販促活動と同じように、専門家である社労士に労働環境の整備をしてもらうという経営戦略はとても有効であると考えられます。

各書類は法違反のないものになつていなかだけでなく、助成金申請のための文言が正しく記載されているかなど細かい内容が必要となります。

本業をしながら助成金提出することになりますが、これらの帳簿類の不備があると不支給となります。

■労務管理の整備で監査対応

社会保険労務士として経営者のみなさまにとって有意義なご案内として雇用関係の助成金のご提案があります。

従業員を一人でも雇用されている場合、雇用保険料が財源となる助成金の活用は積極的にご活用していただきたいもので

ん返金不要です。
しかしご注意していただいたいのは決してお金のみの目的ではなく、労働者の皆様の雇用環境をより充実させて繁栄させていく事が第一の目的であるという点をご理解の上、活用して頂くよう、お願い致します。



助成金申請に詳しい社労士は労働局に提出する前に抜け目なくチェックしてアドバイスさせていただきます。助成金申請への取り組みはこのよう正しい申請帳簿の整備を通して万が一の労基署への監査対応にもなります。

計画書作成→就業規則等帳簿類の整備→計画実行→支給申請→支給決定通知→受給と大よそ1年、1年半ほどかかります。助成金申請は本業に支障がないよう経営者のみなさまと共に労務管理から受給に至るまで常に考えていく社労士にお任せいただけたらと思います。

尚、助成金は年度途中の改定や毎年4月に見直し改定されるため、最新情報も含めてご相談は個別にご対応いたします。

なぜなら、助成金は国からお金がもらえるだけでなく、労働環境を整備することで従業員の満足度が上がり、離職率低下、生産性向上と企業にとって好循環につながるからです。

しかも受給されるお金は売上ではなく営業外収益として計上されるため、使用用途は自由、もちろん

■受給額は売上換算1000万円以上の効果
例えば利益率3%の場合、売上1000万円を上げた場合、利益は30万円。

※1000万円×3%
=30万円

助成金申請のためには労務管理として以下の帳簿類の整備が必要です。

○労働条件通知書（雇用契約書）

■助成金申請に詳しい社労士に代行

採用関連の助成金57万円／人、50代パート有期雇用→無期雇用48万円／人や、育児休業両立支援関連の助成金57万円／人、設備投資にかかる費用の

助成金は数多くあります。

○助成金の種類にもよりますが、受給額30万円、50万円、100万円単位の助成金は数多くあります。

○賃金台帳（給与明細）
○就業規則（賃金規定・育児休業規程等）
○出勤簿（タイムカード）
○助成金申請は労働局へ

75%～80%の助成金など自社に合ったものを是非ご活用いただけたらと思います。

（ひまわりの手社労士）事務所・ホワイト企業推進社会保険労務士協議会
会員・社会保険労務士
イラスト・伊藤香澄